

web 資料Ⅲ－⑩ 専門業務型裁量労働時間制

19 の専門業務（省令で定める業務）①新商品、新技術の研究開発、②情報システムの分析、設計の業務、③新聞、出版、放送における取材、編集の業務、④衣服、工業製品、広告等の新たなデザイン考案の業務、⑤プロデューサー、ディレクターの業務、（告示で定める業務）⑥コピーライターの業務、⑦システムコンサルタントの業務、⑧インテリアデザイナーの業務、⑨ゲーム用ソフトウェアの創作の業務、⑩証券アナリストの業務、⑪金融工学等の知識を用いて行う金融商品の開発の業務、⑫大学における教授研究の業務、⑬公認会計士の業務、⑭弁護士の業務、⑮建築士の業務、⑯不動産鑑定士の業務、⑰弁理士の業務、⑱税理士の業務、⑲中小企業診断士の業務

労使協定で定めるべき事項

①対象業務、②みなし労働時間、③業務の遂行手段、時間配分の決定等に関し具体的指示をしないこと、④対象業務に従事する労働者の健康・福祉確保のための措置、⑤対象労働者からの苦情処理に関する措置、⑥協定の有効期間、⑦④⑤に関する対象労働者ごとの記録の保存（有効期間中及び期間満了後 3 年間）

資料出所：厚生労働省